

令和2年改正個人情報保護法について



令和2年改正個人情報保護法制に関する概要

保有個人データ及び第三者提供記録の開示、利用停止等

- 6ヶ月以内に消去するデータも開示、利用停止等の対象とする。
- 個人データの開示方法について、書面だけではなく電磁的記録も含めて、本人が指示できるようにする。
- 個人データの他の事業者との授受の記録（第三者提供記録）について、本人が開示請求できるようにする。
- 個人データの利用停止・消去等について、違法の場合だけではなく、利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい等が発生した場合、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも、本人が請求できるよう拡充する。
- ①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定（※）により提供された個人データのオプトアウト規定による提供を禁止する。

(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

不適正利用の禁止、漏えい等報告・本人通知

- 不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。
 - 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- (※)一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等

公表事項及び認定団体制度の充実

- 安全管理のために講じた措置を法律上の公表事項に追加する。
- 認定団体制度について、企業の特定分野(部門)を対象とする団体も認定できるようにする。

個人関連情報の第三者提供の制限、仮名加工情報の創設

- 個人データに該当しない情報でも、提供した先において個人データとなることが想定されるものについては、データの提供において本人の同意が得られていること等の確認を義務付ける。
- 「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析に限定する等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する。

法定刑の引上げ等

- 委員会による命令への違反・委員会に対する虚偽報告等の罰則を引き上げる。

越境移転の在り方、法の域外適用

- 同意の取得時に、本人への情報提供を求める。また、移転先の外国における個人データの適正な取扱いを継続的に確保するための措置等を求める。
- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者も、個人情報保護法による報告徴収・命令の対象とする。

- 本資料では、令和2年6月12日に公布された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年第44号）による改正後の個人情報保護法について解説する。
- 本資料の「改正後」の条文番号は、令和4年4月1日施行予定の令和2年改正法及びデジタル社会形成整備法第50条による改正後のもの。

短期保存データの開示等に関する対象化

- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについても開示、利用停止等の対象とします。

現 行	改正後
6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）は開示、利用停止等の対象外（§2⑦）	6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）も、保有個人データに含めることとし、 <u>開示、利用停止等の対象</u> とする（§16④）

？ これまで短期間で消去していた個人データについても、開示等の請求等のために、保有し続けることが必要ですか？

これまで短期間で消去していた個人データについて、開示等の請求等に応じるためだけに保存する必要はありません。利用する必要がなくなったときは、事業者は遅滞なく消去するよう努める必要があります。

？ わずか1日で消去する保有個人データも、開示請求の対象になりますか？

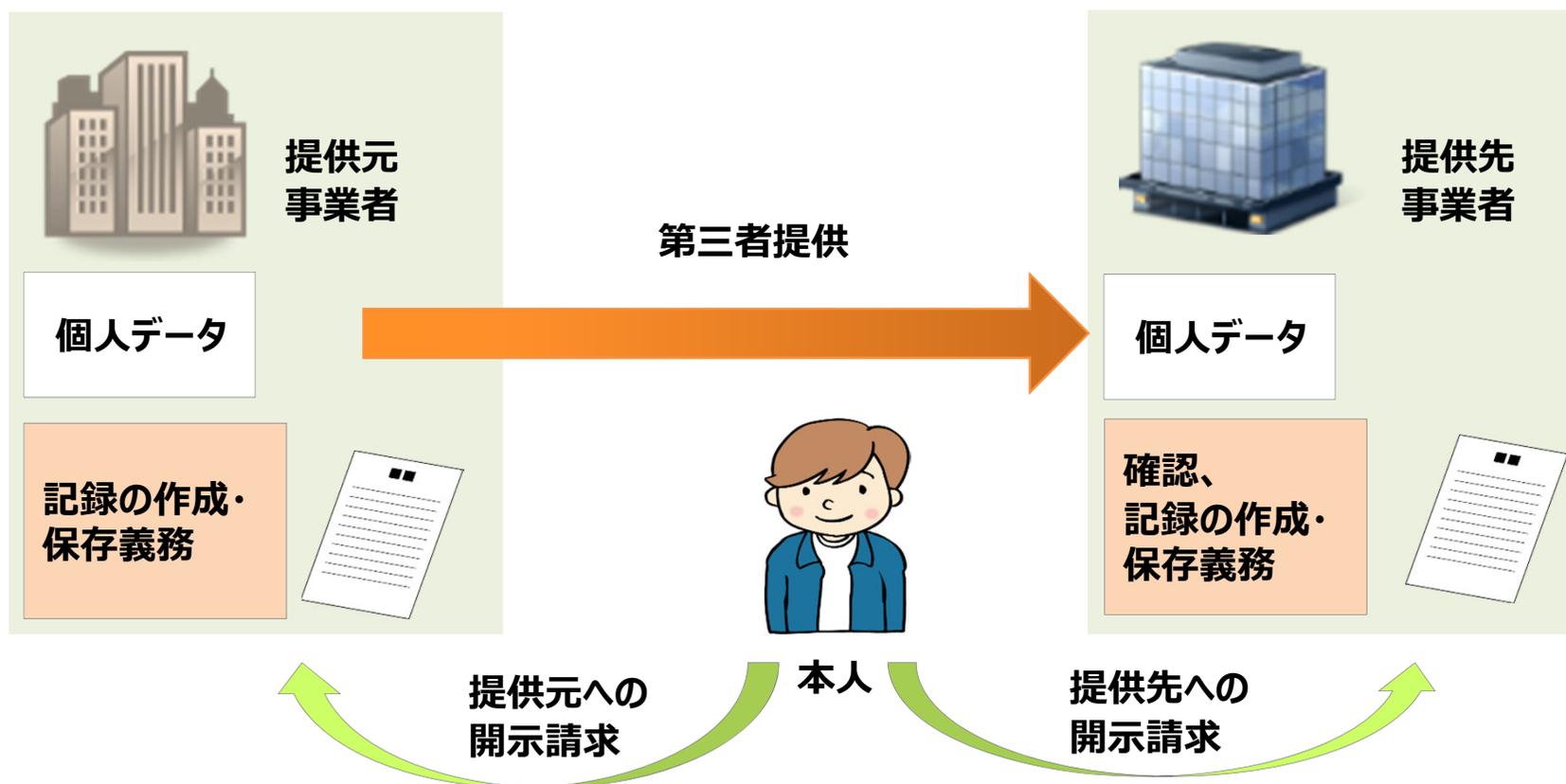
1日で消去されるものであっても、検索できるように体系的に構成されている「個人情報データベース等」を構成する「保有個人データ」に該当する場合は、開示請求の対象となり得ます。

もっとも、同一の本人からの複雑な対応を要する同一内容についての繰り返しの開示請求のように、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する場合については、開示請求に応じる義務はありません。

第三者提供記録の開示

- 個人データの他の事業者との接受（第三者提供）の記録について、本人が開示請求できるようにする。

現 行	改正後
個人データの授受に関する第三者提供記録は、開示請求の対象が <u>明確な規定なし</u>	個人データの授受に関する第三者提供記録について、 <u>本人が開示請求できる</u> ようにする（§33⑤、§33①②③）



利用停止・消去等の個人の請求権の拡充

- 一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも、本人から個人データの利用停止・消去等が請求できるようにする。

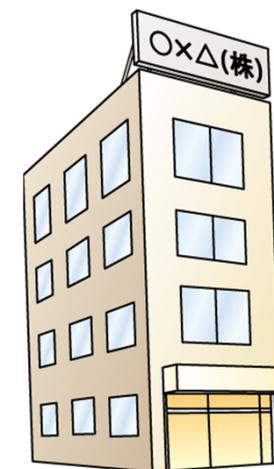
現 行	改正後
<ul style="list-style-type: none">● 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①）● 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）	現行の場合に加えて、 <ul style="list-style-type: none">① 利用する必要がなくなった場合② 重大な漏えい等が発生した場合③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 にも 拡充 （§35⑤）



本人

現行の利用停止・消去等の請求（§35①③）

（現行の要件に加えて、）
改正後の要件による利用停止・消去等の請求（§35⑤）



個人情報
取扱事業者

利用停止・消去等の個人の請求権の拡充

？ 「利用する必要がなくなった場合」とはどのような場合をいいますか？

「利用する必要がなくなった」とは、法第22条と同様に、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいいます。

？ 「利用する必要がなくなった場合」として利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受ける等して、ダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合
- 採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、採用応募者が利用停止等を請求した場合

利用停止・消去等の個人の請求権の拡充

？ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」があるとして利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、法第27条第1項に違反して第三者提供を行い、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合

？ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」がないとして利用停止等が認められないのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められない事例として、以下のような事例が挙げられます。

- 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
- 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する個人情報取扱事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合
- 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

漏えい等報告等の義務化

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

現 行	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう <u>努める</u> （委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、 <u>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化</u> する（§26）

個人情報取扱事業者



個人情報保護委員会



報 告

本 人



通 知



漏えい等報告の義務化の対象事案

（委員会規則で定める要件）

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの
類型は
件数に
関わりなく
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

漏えい等報告等の義務化

? 漏えい等報告はどのような事案で行う必要がありますか？

類型	報告を要する事例
要配慮個人情報の漏えい等	従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
財産的被害のおそれがある漏えい等	・送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合 ・個人データであるクレジットカード番号のみの漏えい
不正の目的によるおそれがある漏えい等	不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
1,000件を超える漏えい等	システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

? 漏えい等報告について、報告の期限はどのようになっていますか？

速報と確報の二段階で行う必要があります。

	時間的制限	報告内容
速報	報告対象の事態を知ってから「速やかに」 (個別の事案によるものの、当該事態を知った時点から概ね3～5日以内)	報告をしようとする時点において把握している内容
確報	報告対象の事態を知ってから30日以内 (不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内)	全ての報告事項 (合理的努力を尽くしても、全ての事項を報告できない場合は、判明次第、報告を追完)

個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元（A社）では個人データに該当しないが、提供先（B社）において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。（§31）

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス... |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶... |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍... |

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

個人関連情報の第三者提供規制

? 個人関連情報とはどのようなものをいいますか？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。例えば、以下のようなものが該当します（※）。

- Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- ある個人の位置情報

※個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しない。

? 個人関連情報の第三者提供規制はどのような場合に適用されますか。

提供先において個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される時」に適用されます。

条文の文言	内容
「個人データとして取得する」	<ul style="list-style-type: none">● 提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合 <p>※ 提供先の第三者が、個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、直ちに「個人データとして取得する」に該当しない。</p>
「想定される」	<ul style="list-style-type: none">● 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として通常想定できる場合 <p>※ 同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識</p>

公表事項等の充実

- **「安全管理のために講じた措置」**について、どのような措置が講じられているか、本人が把握できるようにする観点から、**公表することとする。**

現 行	改正後
<ul style="list-style-type: none">● 事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定（§27①、令§8）	<ul style="list-style-type: none">● 安全管理のために講じた措置（公表等※により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）を公表事項として追加（§32①、令§10） <p>※本人の知り得る状態（本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことをいう。</p>

？ どのようなものが、公表等により支障を及ぼすおそれがあるものに該当しますか？

例えば、下記のようなものが考えられます。

- 個人データが記録された機器等の廃棄方法
- 個人データ管理区域の入退室管理方法
- アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法
- 不正アクセス防止措置の内容

等



公表事項等の充実

？ 「外的環境の把握」については、どのような内容の公表が求められますか？

外国における個人データの取扱いに関わる外的環境のリスクとしての高まりを重視し、事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、**当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき旨**を、ガイドラインで明確化しております。

この「外的環境の把握」に係る公表事項としては、例えば、「**個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施**」といった内容が考えられます。

なお、本人の適切な理解と関与を促す観点から、**当該外国の制度についても公表等を行うといった対応は望ましいもの**と考えられます。

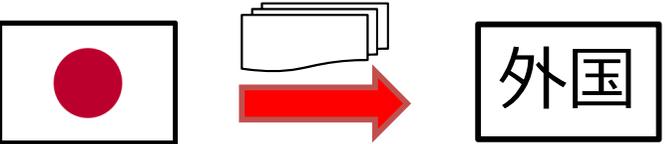
？ 「外的環境の把握」が求められる「外国において個人データを取り扱う場合」とはどのような場合ですか？

例えば、以下に掲げるような場合は、「外国において個人データを取り扱う場合」に該当すると考えられます。

- ① 個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合
- ② 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合
- ③ 外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合

越境移転に係る情報提供の充実

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

現 行	改正後
<div style="text-align: center;">  </div> <p>外国にある第三者に個人データを提供できる要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の同意 ● 基準に適合する体制を整備した事業者 ● 我が国と同等の水準国 (EU、英国) 	<p>各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>本人からの同意取得時に、以下の情報を提供 (§28②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転先の<u>所在国の名称</u> ・ 当該<u>外国における個人情報の保護に関する制度</u> ・ 移転先が講ずる<u>個人情報の保護のための措置</u> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>① 移転元に対し以下の「必要な措置」を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転先における<u>適正取扱いの実施状況等の定期的な確認</u> ・ 移転先における適正取扱いに<u>問題が生じた場合の対応</u> <p style="text-align: center;">+</p> <p>② 本人の求めに応じて「必要な措置」に関する情報を提供 (§28③)</p> </div>

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

越境移転に係る情報提供の充実



日本法人の外国支店と取引があり、当該外国支店に対して個人データの提供を行う予定ですが、当該外国支店に対する個人データの提供は、「外国にある第三者」への提供に該当しますか？

個別の事案ごとに判断する必要がありますが、国内にある個人情報取扱事業者が、他の日本法人の外国支店に直接個人データを提供する場合には、当該外国支店への個人データの提供は、「外国にある第三者への提供」に該当し得ると考えられます。



移転先の国が不明の場合や、多数の国に移転する可能性がある場合はどうすれば良いですか？

本人の同意を得ようとする時点で、移転先の国が特定できる場合には、全ての外国の制度に関する情報等を、本人に提供しなければなりません。

一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できない場合には、原則としてその旨及びその理由（移転先の外国が特定できる前に本人同意を得る必要性を含む。）を本人に情報提供すれば足ります。ただし、移転先の外国が特定できないとしても、移転先の外国の範囲など、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても、本人に提供する必要があります。



本人への情報提供について、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイト¹に情報を掲載することは認められますか？

例えば、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトにおいて、法第28条第1項に規定する外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ようとする際に、本人に提供すべき情報を画面上に表示することは、本人への情報提供の手段として許容されるものと考えられます。

越境移転に係る情報提供の充実等



「外国の個人情報の保護に関する制度」について、一部正確でない情報を本人に提供してしまった場合、義務違反になりますか？

本人に提供する情報については、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものであれば足りると考えられます。

「適切かつ合理的な方法」の例：

- 移転先の第三者に照会すること
- 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照すること 等



個人情報保護委員会が「外国の個人情報の保護に関する制度」について情報を公表すべきでないですか？

個人情報保護委員会においても、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような一定の情報をとりまとめ、公表する予定です。

- 本資料は、令和2年改正個人情報保護法、政令、規則、ガイドライン、Q&Aの概要のうち、中小企業事業者の皆様に関係が深いと思われる内容につき、記載したものであり、事業者の義務や例外規定のすべてを記載したものではありません。
- 本資料に記載した事項以外についても、事業者の皆様において留意すべき改正事項がある場合がございますので、個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会のHPをご参照ください。